

最新の相続法理と法実務

驚愕の判例変更が遺産分割の風景を変えた

(最高裁平成28年12月19日大法廷決定)

はじめに

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、従来の判例を変更して、預貯金債権も、遺産分割の対象になるという判断をしました。

これより前、預貯金は、数量的に分割可能な債権という意味で、可分債権であるので、これは相続人ごとに相続分で分割取得できている。したがって、遺産分割の対象にはならないというのが、判例でした。

ですから、法律実務家にそれまでの知識を一擲^{いってき}することを求めるこの判例変更は、一様に驚きをもって迎えられたものなのです。

とはいうものの、判例が改められ、それまでとは違った法理が開かれたことに対する法律実務家の対応は、無論、速いものです。要は、すぐに順応できるのです。

今は、時代も、法理も、急湍^{きゅうたん}の速さで、変わってきています。

こと相続法理に関しても、非嫡出子の法定相続分を嫡出子と同一のものにした民法の改正が4年前、遺産分割の審判などの家事事件手続を迅速かつ効果的に進めるための改正家事事件手続法が施行されたのも4年前、そして、その後も、未開の分野での多くの判例の誕生がみられます。

近時の判例は、最高裁平成28年12月19日大法廷決定に見られるように、法理をより高度なものに高め、かつ、深めております。すなわち、従前の法理は、金銭債権は可分債権だから相続開始の時から相続人ごとに分割されているという、いわば単純な論であったものが、今次の判例は、預貯金の種類ごとにその法的性格を分析し、かつ、遺産分割における預貯金の機能にまで言及して、論理を展開し、緻密にして世人が受け入れやすい結論を導き出しているのです。

私は、この新判例を機に、最新の相続法理をまとめてみようと思いたったものですが、前述のように、法理の生成と変化は実にめまぐるしいものがありますので、その変化に合わせて改訂を重ねていくことも必要です。

そこで、本書の題名を「最新の相続法理と法実務」とするとともに、改訂が容易なインターネット上に上梓することにいたしました。

相続や遺産分割や遺言、それに遺留分問題などに遭遇している方々には、参考にしていただけるものと思います。

第1章 遺産分割

本章で紹介する判例法理（解説は本文を参照）

- ・預貯金債権は、可分債権ではないので、遺産分割対象の財産になる
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定）
- ・預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合で、共同相続人全員の同意を得ることができないときは、仮分割の仮処分（家事事件手続法200条2項）等を活用すべきである
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定補足意見）
- ・可分債権（例：交通事故による損害賠償請求権、貸金債権等）は、各相続人が、相続分の割合で、個別に請求することができる
（最高裁平成28年12月19日大法廷決定補足意見・最高裁昭和29年4月8日判決・最高裁平成16年4月20日判決）
- ・遺産分割前に保存行為として相続人全員の法定相続分による共有登記のある不動産は、遺産分割の対象になる
（最高裁昭和62年9月4日判決）
- ・相続開始後、遺産分割の時までに、遺産である不動産から生ずる地代や家賃など法定果実は、遺産分割の対象にはならず、各相続人が相続分に応じて取得することになる
（最高裁平成17年9月8日判決）
- ・生命保険金は、遺産ではなく受取人固有の財産であるから遺産分割の対象にはならない
（最高裁平成14年11月5日判決）
- ・株式、投資信託、国債は、遺産分割の対象になる
（最高裁平成26年2月25日判決）
- ・特定の相続人へ特定の財産を「相続させる」と書いた遺言の対象になった財産は、遺産分割の対象にはならない
（最高裁平成3年4月19日判決）
- ・生命保険金は、受取人となった相続人と他の共同相続人との間に不公平が生じ、その不公平が、到底是認することができないほど著しいものであるときは、

特別受益となる

(最高裁平成16年10月29日決定)

・家庭裁判所が代償分割の審判をするには、特別の事由と金銭債務を負担させる相続人にその支払能力があることを要する

(最高裁平成12年9月7日決定)

・遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟である

(最高裁平成元年3月28日判決)

・共同相続人間において具体的相続分（価額）又は具体的相続分の遺産に対する割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものであるから不適法である

(最高裁平成12年2月24日判決)

・いったん成立した遺産分割協議を合意解除することは可能である

(最高裁平成2年9月27日判決)

・やり直し遺産分割協議で不動産を取得した相続人には、不動産取得税は発生しない

(最高裁昭和62年1月22日判決)

・遺産分割協議の不履行を理由に、遺産分割協議を解除することはできない

(最高裁平成元年2月9日判決)

・遺産分割協議は詐害行為になりうる

(最高裁平成11年6月11日判決)

・しかし、相続放棄は、詐害行為にならない

(最高裁昭和49年9月20日判決)

・遺産の分割の方法を定めた遺言は、代襲相続人には及ばない

(最高裁平成23年2月22日判決)

・財産全部についての遺産分割の方法を定めた遺言は、債務も全部、受遺相続人が相続する

(最高裁平成21年3月24日判決)

- 登記原因を「遺産分割による代償譲渡」とする所有権移転登記の申請は有効
(最高裁平成20年12月11日判決)
- 被相続人の自宅に住んでいた相続人は、遺産分割時までは無償で居住できる
(最高裁平成8年12月17日判決)

第1節 遺産分割の対象財産

1 判例の変更 — 預貯金も遺産分割対象の財産になる

衝撃の判例変更

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、従来の判例を変更して、預貯金債権も、遺産分割の対象になるという判断をしました。

これより前、預貯金は、数量的に分割可能な債権という意味で、可分債権であるので、これは相続人ごとに、相続分で分割取得できている。したがって、遺産分割の対象にはならないというのが、判例でした。

判例変更の効果 — 不公平な結果の回避ないし緩和

旧判例は、その法理を貫くと、不公平な結果を招くこともありました。それは、例えば、

- ・ 相続人は甲と乙の2人
- ・ 甲は生前贈与として、3000万円の不動産をもらっていた。
- ・ 乙には、生前贈与はなかった。
- ・ 相続開始時、遺産は預貯金4000万円だけであった。
- ・ 寄与相続人はいない。
- ・ 被相続人は遺言書を遺していなかった。

という場合、

従前の判例では、

預貯金は、可分債権であり、可分債権は遺産分割の対象にはならず、相続人ごとに法定相続分で分割取得されている、との法理から、遺産である預貯金4000万円は、当然に、2人の相続人である甲と乙に、それぞれ法定相続分である1/2ずつに分割され取得されている。これにより、遺産である預貯金4000万円は、甲が2000万円、乙が2000万円を取得している。そして、他に遺産はないので、遺産分割の対象になるものはない。ということになって、その結果、甲は、相続で取得した預貯金2000万円に生前贈与3000万円分を加えると、合計5000万円の財産を被相続人から得ることができたが、乙は、預貯金の2000万円しか得ることができなかった、という不公平が生じたのです。

従前の判例は、相続人間の不公平を救済するよりも、判例法理を優先したのです。

旧判例		
遺産		生前贈与
預貯金4000万円		不動産3000万円
遺産分割しない		
甲	乙	甲
2000万円	2000万円	不動産3000万円

ところが、上記判例変更後は、預貯金債権も、他の遺産と同じく、遺産分割の対象財産となったことから、上記の例では、甲は、既に生前贈与3000万円の不動産を得ているので、甲の具体的相続分は500万円（生前贈与と合わせると3500万円。なお、具体的相続分については後述）になり、乙の具体的相続分は3500万円になる結果、遺産である4000万円の預貯金は、甲が500万円、乙が3500万円に分けられることになり、不公平が是正されることになったのです。

その意味で、旧判例の法理は、形式的で、単純で、不公平を受け入れていたものであったといえるかもしれません。

新判例時代		
遺産		生前贈与
預貯金4000万円		不動産3000万円
遺産分割をする		持戻しをする
甲	乙	甲
500万円	3500万円	不動産3000万円

その点、遺産分割の現場では、つとに、預貯金を、全相続人の合意でもって、遺産分割の対象にする運用が、広く行われてきていましたので、人の知恵が生み出したこの実務の運用は、単純な法理よりも、勝っていたといえましょう。

今次の判例を一言で評価しますと、旧判例を改めた今次の判例は、後述のように、預貯金の法的性格、預貯金の遺産分割における一定の機能や役割、相続人全員の合意によって預貯金を遺産分割の対象にしてきた実務の運用を受け入れ、従来の判例を変更したのですから、法理が進化し発展したと評することができるものと思われます。

最高裁平成28年12月19日大法廷決定の要旨は、

- ① 遺産は、相続人が数人ある場合、相続開始とともに共同相続人の共有になる。

- ② この遺産共有関係を、協議によらずに解消するには、家庭裁判所の遺産分割審判による。
- ③ 遺産分割の審判手続において、遺産を分割する基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である。
- ④ 具体的相続分を基準に遺産を分割する仕組みは、共同相続人間の実質的公平を図る趣旨である。
- ⑤ であるから、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい。
- ⑥ その点、預貯金は、現金と同様、相続人間の具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に使うことができることから、それを遺産分割の対象とする必要は一般に承認されているところである。
- ⑦ これまで、遺産分割の手続においては、可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながらも、遺産分割手続の当事者全員の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているのも、⑥の要請によるものである。
- ⑧ そこで、以上のような観点を踏まえて、改めて預貯金の内容及び性質を子細にみつつ、相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討すると、
- ア 普通預金及び通常貯金は、共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解されること、
- イ 定期貯金についても、契約上その分割払戻しが制限されているものと解されること、
- ウ したがって、共同相続された普通預金、通常貯金及び定期貯金は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。
- ⑨ よって、預貯金を可分債権として遺産分割の対象とは認めなかった判例(最高裁平成16年4月20日判決その他)は変更する。
- というものです。

かくて、預貯金は、可分債権ではなく、遺産分割対象の財産とされるに至ったのです。

2 可分債権は遺産分割の対象にならない

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、預貯金はその性格上及び実際の必要上可分債権とはならないと判示しましたが、可分債権は、これまでの判例により、遺産分割の対象にならない遺産であることに変わりはありません。同判例の岡部喜代子裁判官は、補足意見で「当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在」することを認めているところです。

例えば、交通事故で人が亡くなった時に発生し、直ちに相続人に相続される逸失利益などの損害賠償請求権は、各相続人が本来の相続分（指定相続分又は法定相続分）で取得していますので、これは遺産分割の対象になりません。

それが遺産分割の対象財産とされますと、被害者の相続人は、遺産分割をした後でないと加害者に対し損害賠償請求ができないことになってしまいます。

遺産分割でもめると、損害賠償請求権は行使できないまま、損害賠償請求権が時効で消滅するという悲劇すら起こしかねません。

また、このような損害賠償請求権は、現金や預金のように評価額が明確な遺産とはいえず、相続人間の具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に使うことができる遺産でもありません。ですから、このような可分債権を遺産分割の対象財産として扱う需要もないのです。

損害賠償請求権は、可分債権ですから、遺言書がない場合は法定相続分で各相続人に分割されて帰属しているのです。

他にも貸金債権等可分債権は多数あります。これらは遺産分割の対象にはならないのです。

今次の判例は、これまで可分債権とされていた預貯金は、現実によくの場合、全相続人の同意により遺産分割の対象財産とされ、相続人間の具体的な遺産分割の方法を決める際の調整のために使われてきたこと、法理論的にも可分債権とはいえない性格を有していることから、可分債権ではないので、遺産分割の対象財産であると判示したもので、法廷意見のいうように、「共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解」（前記判例となった決定書の文より引用）は変わっていないのです。

3 今次の判例変更による懸念事項

一 預貯金がすぐには引き出せない問題

今次の判例変更により、預貯金が、遺産分割の対象財産とされるに至ったことから、被相続人が亡くなった直後から、たちまち遺産分割が成立するまでの間は、預貯金を引き出すことができない、という問題が生じます。

その場合の解決方法としては、今次の判例での次の補足意見が、次のようなメッセージを与えています。

ですから、今後の実務は、この補足意見のように、仮分割の仮処分（家事事件手続法200条2項）等を活用することになると思われます。

大谷剛彦裁判官ほか4名の裁判官の補足意見

従来、預貯金債権は相続開始と同時に当然に各共同相続人に分割され、各共同相続人は、当該債権のうち自己に帰属した分を単独で行使することができるものと解されていたが、多数意見によって遺産分割の対象となるものとされた預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人全員が共同して行使しなければならないこととなる。そうすると、例えば、共同相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある、あるいは、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。このような場合、現行法の下では、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として、例えば、特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項）等を活用することが考えられ、これにより、共同相続人間の実質的公平を確保しつつ、個別的な権利行使の必要性に対応することができるであろう。

もとより、預貯金を払い戻す必要がある場合としてはいくつかの類型があり得るから、それぞれの類型に応じて保全の必要性等保全処分が認められるための要件やその疎明の在り方を検討する必要があるが、今後、家庭裁判所の実務において、その適切な運用に向けた検討が行われることが望まれる。

（筆者注：下線は、筆者が引いたもの。以下の判例引用文も同じ）

なお、今次の判理変更により、今後は、相続開始後預貯金が凍結されることになるため、一部の相続人から当座の必要な資金の払戻しを受けうるような、遺言書の作成の必要も高まるものと思われます。その内容は第2章で解説します。

【コラム — 判例法理の進化】

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、弁護士などの法律実務家に、従来の判例法理の一擲を求めるものですが、前述のように、その判例法理は、旧判例に比べ、法理をより高度なものに高め、かつ、深めております。

その判例法理の進化、発展の跡を指摘しますと、次のとおりです。

すなわち、従前の法理は、下記2判例ですが、いずれも、実にシンプルな法理です。

文字数にしても、せいぜい100字程度です。

その1は、最高裁昭和29年4月8日判決ですが、その法理は、

相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とするから、所論は採用できない。

というだけのもの、

その2の最高裁平成16年4月20日判決は、昭和29年判例を引用して、

相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される（昭和29年判例引用）。

というものなのです。

それに比べ、今次の判例法理は、これをもう少し詳しく引用しますと、

(1) 相続人が数人ある場合、各共同相続人は、相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産については、・・・遺産全体の価値を総合的に把握し、各共同相続人の事情を考慮して行うべく特別に設けられた裁判手続である遺産分割審判によるべきものとされており、・・・また、その手続において基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である（民法903条から904条の2まで）。このように、遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。

ところで、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産で

あるという点においては、本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。預貯金契約は、・・・預貯金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている。そして、・・・預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、确实かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に
応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を
得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきてい
るが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。

(2) そこで、以上のような観点を踏まえて、改めて本件預貯金の内容及び性質を子細にみつつ、相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討する。

ア・・・普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。・・・そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、・・・上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。・・・預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。

イ・・・定期貯金についても、・・・契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではな

く定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。

ウ 前記(1)に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

(3) 以上説示するところに従い、・・・その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

という詳細を極めた内容になっているのです（著者注：・・・の部分は中略部分。下線部分は、著者の挿入による。）。書かれた文字数も3000字を超えております。

旧判例は、具体的相続分のない相続人にまで、預貯金を相続させた点で、相続人間に公平とはいえない結果を引き起こしてきましたが、新判例は、それを是正した点で、法理の進化、高度化がみられるように思えます。



【コラム — 新判例が何故「決定」か?】

本書では、繰り返し最高裁平成28年12月19日大法廷決定のことを解説していますが、判例という場合、通常は「判決」ですが、今次の判例は「決定」になっています。そこで、「判決」と「決定」の違いを説明しておきます。

これは、不服申立制度の違いによります。

通常の権利・義務の争いは訴訟で解決がつけられます。

一審は訴訟の提起に対し「判決」で断を下し、二審は控訴の提起に対し「判決」で断を下し、三審は最高裁判所への上告又は上告受理の申立てに対し「判決」で断を下すのです。

これに対し、遺産分割をめぐる争いは、一審が家庭裁判所への調停又は審判の申立てに対する「審判」で、二審が高等裁判所への即時抗告に対する「決定」で、三審が最高裁判所への特別抗告（憲法違反を理由とする場合）又は許可抗告（高等裁判所が許可した場合にできる抗告。高等裁判所は、判例違反などを理由とする抗告は許可しなければならないことになっている。家事事件手続法97条）に対する「決定」で断を下すのです。

かくて、今次の判例は、許可抗告に対する「決定」という形になったのです。

とはいうものの、判例の価値と効果は、判決と決定で変わるものではありません。判決であれ、決定であれ、最高裁判所の下した判断は、将来大法廷で取り消されない限り、下級審裁判所のみならず、最高裁判所自身の判決や決定を拘束する効力があるのです。

判例が、第2の法律といわれるゆえんです。

4 遺産分割の対象になる財産まとめ

今次の判例変更により、預貯金が遺産分割の対象と解されるに至ったことから、ここで、遺産分割の対象になる遺産をまとめてみますと、遺産分割の対象になる遺産は、相続開始時及び遺産分割時に存在する財産で、かつ、未分割の財産（積極財産＝遺産）をいいます。

(1) 相続開始時に存在した財産であること

ですから、

- ① 相続人の死亡直前に、被相続人に無断で処分された財産や、被相続人以外の者が処分した財産、銀行から引き出したため相続開始時には存在していない預貯金などは、遺産分割の対象にはなりません。
- ② 相続開始後に、遺産である不動産から生じた地代や家賃など法定果実も、遺産分割の対象にはなりません。この法定果実といわれる収益は、各相続人が、相続分に応じて取得することになります。遺産分割で当該不動産を取得した相続人のものになるものではありません（最高裁平成17年9月8日判決）。
- ③ 受取人が指定された生命保険金も受取人固有の財産で、遺産ですらないため、遺産分割の対象にはなりません（最高裁平成14年11月5日判決）。

(2) 遺産分割時にもある財産であること

ですから、相続開始時にあった財産でも、その後処分されたものは、遺産分割の対象にはなりません（東京家裁昭和44年2月24日審判）。

(3) 未分割の財産であること

ア 現金、動産、不動産、知的財産権など

（相続人が複数いる場合は、相続人全員の共有になる財産です。）

なお、遺産分割前に、相続人の一人から、保存行為として、遺産である不動産について相続人全員の法定相続分による共有登記ができますが、これは遺産分割の結果としての登記手続ではないため、未分割の遺産として、遺産分割の対象になります（最高裁昭和62年9月4日判決）。

イ 預貯金

前述のとおり、最高裁平成28年12月19日大法廷決定により、預貯金は、可分債権ではなく、したがって、遺産分割対象の財産になると解されることになりました。

ウ 株式などの金融商品

これらは数量的に分割できそうですので，可分債権と誤解されるかもしれませんが，すべて不可分債権です。ですから，遺産分割の対象になります。

これを表にしますと，下記の表の中の「未分割財産」が遺産分割の対象になる財産になります。

相続開始時にあった財産		
遺産分割時にある財産		遺産分割時までになくなった財産
未分割財産	分割済の財産	
預貯金など	可分債権	遺贈財産（「相続させる」遺言対象財産を含む。後述）

5 株式・投資信託・国債も遺産分割の対象財産になる

最高裁平成26年2月25日判決は、

要旨

- 1 株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、
・・・このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。
- 2 投資信託契約に基づく受益権は、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。また、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権である外国投資信託受益権についても、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。
- 3 個人向け国債は、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。

と判示しているように、株式、投資信託受益権、外国投資信託及び国債も、可分債権ではないため、遺産分割の対象になるのです。

6 遺産分割の対象にはならない遺産

遺産分割の対象にならない遺産としては、

- (1) 損害賠償請求権などの可分債権
- (2) 遺贈された財産

があります。

ここで「遺贈された財産」というのは、被相続人が遺言書によって、すでに相続人や相続人以外の者に与えてしまっている財産のことです。

この中には、法的な意味の「遺贈」だけでなく、相続人へ特定の遺産を「相続させる」と書いた遺言、すなわち「遺産の分割の方法を定めた遺言」によるものも含まれます。

詳しくは、次ページで説明します。

7 「相続させる」遺言書に書かれた特定の財産は、遺産分割の対象にならない

遺言書

私は、長男凸山一郎に、A宅地を相続させる。

.....

上記のような、特定の相続人に、特定の財産を「相続させる」と書かれた遺言書は実に多いのですが、このような遺言は、特段の事情がない限り、遺産の分割の方法を定めた遺言とされ、この遺言の下では、当該特定の財産（上記の例では、A宅地）は、特定の相続人（「受遺相続人」といわれます。上記の例では、凸山一郎）に直接取得させたものとされます。

ですから、「相続させる」遺言で、受遺相続人に相続させた財産は、遺産分割の対象にはなりません。

次の判例は、それまで諸説紛々の状態にあった解釈論を統一した有名な判例で、裁判長の名を冠して香川判決といわれるほどのものになっています。

以後、「相続させる」遺言から生ずる諸種の問題は、必ずこの香川判決を引用した上で展開されているのです。

最高裁平成3年4月19日判決（抄録）

・・・遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、・・・遺言者の意思は、・・・当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈というべきであり、・・・民法908条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのである・・・。